

県民税配当割特別徴収義務者の皆様へ

県民税配当割の申告納入について

1 埼玉県内に住所を有する個人へ特定配当等を支払った場合

埼玉県内に住所を有する個人へ県民税配当割の課税対象となる特定配当等の支払いを行った場合は、埼玉県税条例第30条の15の規定により県民税配当割の「特別徴収義務者」になります。

次の2、3の手続きが必要ですので、忘れずをお願いします。

なお、県民税配当割の課税対象となる金融商品は下表のとおりです。

2 源泉徴収選択口座内配当以外の申告納入について

(1) 配当割の特別徴収・申告納入期限

県民税配当割の特別徴収義務者は、その月に支払った特定配当等から県民税配当割を特別徴収し、下記4により、1か月分をまとめて申告納入してください。

申告納入期限は特定配当等の支払いを行った月の翌月10日（その日が土曜日、日曜日、国民の祝日である場合は翌営業日）です。

(2) 納入申告書の作成

県民税配当割の特別徴収義務者は、支払った配当等の種類ごとに「県民税配当割納入申告書」（第12号の8様式）を作成し、銀行等へ申告納入してください。

※納入申告書は、

埼玉県HP総合トップ > くらし・環境 > 税金 > 申請・手続き

> 各種申請申告様式のダウンロードからダウンロード、

または、下記5の連絡先までご請求ください。

※納入申告書の記載例は、6～9ページをご覧ください。

(3) N I S Aによる非課税適用分の申告について

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（以下「N I S A」といいます。）による非課税適用分の申告は、第12号の8様式の「非課税等」欄に、N I S Aによる非課税の対象となる配当等の金額を記載してください。

※N I S A口座内の配当等については必ず「道府県民税配当割納入申告書」をご使用ください。

（「源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入申告書」（第12号の13様式）は使用できません。）

3 源泉徴収選択口座内配当等に係る申告納入について

(1) 配当割の特別徴収・申告納入期限

源泉徴収選択口座内配当等の支払を取り扱う県民税配当割の特別徴収義務者は、その源泉徴収選択口座内配当等から特別徴収し、1年間に徴収した配当割額を申告納入してください。

申告納入期限は、翌年1月10日（その日が土曜日、日曜日、国民の祝日である場合は翌営業日）です。

(2) 納入申告書の作成

源泉徴収選択口座内配当等の支払を取り扱う県民税配当割の特別徴収義務者は「源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入申告書」（第12号の13様式）を作成し、銀行等へ申告納入してください。

4 未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る申告納入について

(1) 配当割の特別徴収・申告納入期限

未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合（いわゆるジュニアNISAが契約不履行になった場合等）には、ジュニアNISAを取り扱う県民税配当割の特別徴収義務者は、その不履行等事由により生じた県民税配当割を特別徴収し、その不履行等事由の生じた日の属する月の翌月10日（その日が土曜日、日曜日、国民の祝日である場合は翌営業日）までに、配当割額を申告納入してください。

(2) 納入申告書の作成

(1)の申告納入は、「源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入申告書」（第12号の14様式）を作成し、銀行等へ申告納入してください。

なお、3の源泉徴収選択口座内配当等に係る申告納入とは別に納入申告書を作成してください。

5 納付場所

県民税配当割の特別徴収義務者は、以下の金融機関に特別徴収した配当割を納付し納入申告書を提出してください。

ア 埼玉県内の銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、信用組合、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、中央労働金庫の本・支店(所)

イ 埼玉県外の埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、群馬銀行、足利銀行、常陽銀行、千葉銀行、きらぼし銀行、八十二銀行、東和銀行、栃木銀行、東日本銀行、東京スター銀行、しのめ信用金庫、青木信用金庫、飯能信用金庫、朝日信用金庫、東京東信用金庫、亀有信用金庫、足立成和信用金庫、

西京信用金庫、西武信用金庫、東京信用金庫、城北信用金庫、瀧野川信用金庫、
巢鴨信用金庫、青梅信用金庫及び中央労働金庫の本・支店

ウ 全国のゆうちょ銀行・郵便局(納期限内のものに限る。)

ただし、納付書にPay-easy（ペイジー）マークが記載されていない場合は、埼
玉県、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、及び山梨県内に
所在するゆうちょ銀行・郵便局に限ります。

6 連絡先

県民税配当割に関する申告納入については、以下へお問い合わせください。

埼玉県自動車税事務所 諸税担当

〒330-0844 さいたま市大宮区下町3-8-3

電 話 048-658-0235

表 県民税配当割の課税対象となる「特定配当等」・使用する納入申告書

【平成 28 年 1 月 1 日以降支払分】

○ 源泉徴収選択口座内配当以外の配当

金融商品の種類		使用する納入申告書
5 1	上場株式等（注 1）の配当等	第 12 号の 8 様式 ※ 2 種類以上ある場合は、 金融商品ごとに別々に 作成してください。
5 2	投資信託でその設定に係る受益権の募集が <u>公募</u> <u>により</u> 行われたものの収益の分配	
5 3	特定投資法人の投資口の配当等	
5 4	特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当の うち <u>公募のもの</u>	
5 5	<u>特定公社債</u> （注 2）の利子・特定口座外の割引債 の償還金	

※平成 28 年 1 月支払分以降の第 12 号の 8 様式（新様式）は、金融商品ごとに区分されておられ、旧第 12 号の 8 様式とは異なり一括して作成できません。

※恐れ入りますが、申告納入の際は、金融商品ごとに別々に納入申告書を作成のうえ、申告納入をお願いします。

（注 1）上場株式等とは、証券取引所上場株式、株価指数連動型投資信託（上場 E T F）、不動産投資信託（上場 R E I T）等の配当等をいいます。（大口株主が支払いを受ける配当等は除く。）

（注 2）特定公社債とは、国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債、平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された公社債（同族会社が発行したものを除く）などの一定の公社債いいます。

○ 源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等

金融商品の種類		使用する納入申告書
5 6	源泉徴収選択口座内配当等	第 12 号の 14 様式

(参考)【平成27年12月31日以前支払分】

○ 源泉徴収選択口座内配当以外の配当

金融商品の種類		使用する納入申告書
51	上場株式等の配当等	旧第12号の8様式
52	公募証券投資信託の収益の分配に係る配当等	※51～53を一括して納入申告書を作成してください。
53	特定投資法人の投資口の配当等	

※旧第12号の8様式では、51～53を一括して申告納入してください。

○ 源泉徴収選択口座内配当

金融商品の種類		使用する納入申告書
54	源泉徴収選択口座内配当等	旧第12号の14様式

【県民税配当割納入申告書 記載例】

※以下の記載例は、平成28年1月1日以降に支払われる特定配当等についての納入申告書です。

○「県民税配当割特別徴収税額計算書（第12号の8様式）」（源泉徴収選択口座内配当等以外）

金融商品をチェックします。二種類以上ある場合は別々に作成してください。

一致します。

配当等の支払いをした年月を記載してください。

法人番号(13ケタ)を忘れずに記入してください。

県民税配当割特別徴収税額計算書

種別

51 上場株式等の配当等

52 投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配

53 特定投資法人の投資口の配当等

54 特定目的信託の杜債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの

55 特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金

一致します。

平成28年05月分

平成28年6月10日提出

法人番号 3123456789012

旧法人番号 8123456789012

所在地及び名称 〒000-xxxx
さいたま市大宮区〇〇1-2-3
〇〇電気株式会社
〇〇電気株式会社の印

特別徴収義務者

(所属) 総務部経理課経理第二係
(電話) 048-〇〇〇-△△△△

区分	支払額	税額
課税	十億 千 百 十 万 千 百 十 円	十億 千 百 十 万 千 百 十 円
11	1 3 0 0 0 0 0 0 0	4 9 9 7 1 0 4
12	2 0 0 0 0 0 0 0 0	
13	1 3 2 0 0 0 0 0 0	4 9 9 7 1 0 4

支払金額 01 1 3 0 0 0 0 0 0 0

特別徴収税額 02 4 9 9 7 1 0 4

(延滞金) 03

納入金額合計 04 4 9 9 7 1 0 4

課税事務所 自動車税事務所

(取りまとめ店) 埼玉りそな銀行

(取りまとめ局)

上記のとおり配当割の納入について申告します。

受付印 (県税保管)

平成27年12月31日以前に発行した私募債の利子は、この納入申告書の55にチェックしてください。

一致します。なお、税額は原則「支払額」×5%以下となります。

※以下の記載例は、平成28年1月1日以降に支払われる特定配当等についての納入申告書です。

○「源泉徴収選択口座内配当等に係る県民税配当割特別徴収税額計算書（第12号の14様式）」

（源泉徴収選択口座内配当等）

<p>源泉徴収選択口座内配当等又は未納年寄口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未納年寄口座内上場株式等の配当等に係る県民税配当割納入申告書</p>		<p>配当等の支払「年」を記載してください。</p>		<p>法人番号(13桁)を忘れずに記入してください。</p>																
		<p>平成 28 年分 中途 <input type="checkbox"/> 月分</p>		<p>所在地及び名称 〒000-xxxx さいたま市大宮区〇〇2-3-4 △△証券株式会社 △△証券株式会社の印</p>																
<p>源泉徴収選択口座内配当等又は未納年寄口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未納年寄口座内上場株式等の配当等に係る県民税配当割特別徴収税額計算書</p>		<p>平成 29 年 1 月 10 日提出</p>		<p>特別徴収義務者</p>																
<p>56 源泉徴収選択口座内配当等</p>		<p>法人番号 3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2</p>		<p>(所属) 総務部経理課経理第二係 (電話) 048-〇〇〇-△△△△</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払額</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税(a)</td> <td>11 1 3 0 0 0 0 0 0 0</td> <td>4 9 9 7 1 0 4</td> </tr> <tr> <td>還付税額(b)</td> <td>12 1 7 1 5 0 0 3 7</td> <td>5 1 1 6 3 1</td> </tr> <tr> <td>非課税(c)</td> <td>13 2 0 0 0 0 0 0 0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計(a)-(b)+(c)</td> <td>14 1 1 4 8 4 9 9 6 3</td> <td>4 4 8 5 4 7 3</td> </tr> </tbody> </table>		区分	支払額	税額	課税(a)	11 1 3 0 0 0 0 0 0 0	4 9 9 7 1 0 4	還付税額(b)	12 1 7 1 5 0 0 3 7	5 1 1 6 3 1	非課税(c)	13 2 0 0 0 0 0 0 0		計(a)-(b)+(c)	14 1 1 4 8 4 9 9 6 3	4 4 8 5 4 7 3	<p>旧法人番号 8 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2</p>		<p>口座番号 00160-5-960410 加入者名 埼玉県県税事務所長</p>	
区分	支払額	税額																		
課税(a)	11 1 3 0 0 0 0 0 0 0	4 9 9 7 1 0 4																		
還付税額(b)	12 1 7 1 5 0 0 3 7	5 1 1 6 3 1																		
非課税(c)	13 2 0 0 0 0 0 0 0																			
計(a)-(b)+(c)	14 1 1 4 8 4 9 9 6 3	4 4 8 5 4 7 3																		
<p>摘要</p> <p>(a)-(b)が右側「01」欄となります。</p> <p>税額は原則「支払額」×5%以下となります。</p>		<p>処理事項</p> <p>支払金額 01 1 1 2 8 4 9 6 3</p> <p>特別徴収税額 02 4 4 8 5 4 7 3</p> <p>(延滞金) 03</p> <p>納入金額合計 04 4 4 8 5 4 7 3</p>		<p>課税事務所 自動車税事務所 (取りまとめ店) 埼玉りそな銀行 (取りまとめ局)</p> <p>上記のとおり源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割の納入について申告します。</p>																

※以下の記載例は、平成28年1月1日以降に支払われる特定配当等についての納入申告書です。

○「県民税配当割特別徴収税額計算書（第12号の8様式）」（源泉徴収選択口座内配当等以外・NISAがある場合の記載例）

金融商品をチェックします。二種類以上ある場合は別々に作成してください。

一致します。

配当等の支払いをした年月を記載してください。

法人番号(13ケタ)を忘れずに記入してください。

県民税配当割特別徴収税額計算書

種別

- 51 上場株式等の配当等
- 52 投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配
- 53 特定投資法人の投資口の配当等
- 54 特定目的信託の杜債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの
- 55 特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金

一致します。

一致します。なお、税額は原則「支払額」×5%以下となります。

（宛先）埼玉県知事

平成 2 | 8 年 0 | 5 月分

平成 28 年 6 月 10 日提出

法人番号 3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

旧法人番号

所在地及び名称 〒000-xxxx
さいたま市大宮区○○3-4-5
〇〇自動車株式会社
〇〇自動車株式会社の印

特別徴収義務者

（所属）総務部経理課経理第二係
（電話）048-〇〇〇-△△△△

口座番号 00160-5-960410 加入者名 埼玉県県税事務所長

区分	支 払 額	税 額
課 税	十億千百万千百十円	十億千百万千百十円
11	1 3 0 0 0 0 0 0 0	4 9 9 7 1 0 4
非課税	12 2 0 0 0 0 0 0 0	
計	13 1 3 2 0 0 0 0 0	4 9 9 7 1 0 4

支 払 金 額 01 十億千百万千百十円 1 3 0 0 0 0 0 0 0

特 別 徴 収 税 額 02 4 9 9 7 1 0 4

（ 延 滞 金 ） 03

納 入 金 額 合 計 04 4 9 9 7 1 0 4

課 税 事 務 所 自動車税 事務所
（ 取 り ま と め 店 ） 埼玉県そな銀行
（ 取 り ま と め 局 ）

上記のとおり配当割の納入について申告します。

（県税保管）

受付印

NISAによる非課税対象額は、こちらの「非課税」欄の金額を含めて記載してください。

※以下の記載例は、平成28年4月1日以降にジュニアNISAの契約不履行等事由が生じた場合の納入申告書です。

○「県民税配当割特別徴収税額計算書（第12号の14様式）」（ジュニアNISA契約不履行等事由が生じた場合の記載例）

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る県民税配当割特別徴収税額計算書

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る県民税配当割特別徴収税額計算書

法人番号(13ケタを忘れずに記入してください。)

(宛先)埼玉県知事

平成28年分 中途 09 月分

平成28年10月10日提出

特別徴収義務者

所在地及名称 〒000-xxxx
さいたま市大宮区〇〇2-3-4

△△証券株式会社

△△証券株式会社の印

法人番号
3123456789012

旧法人番号
8123456789012

(所属) 総務部経理課経理第二係
(電話) 048-〇〇〇-△△△△

区分	支	十億	千	百	十	万	千	百	十	円	十億	千	百	十	万	千	百	十	円				
56	源泉徴収選択口座内配当等																						
課税(a)	11			1	3	7	5	9	1											6	8	7	4
還付税額(b)	12																						
非課税(c)	13																						
計(a)-(b)+(c)	14			1	3	7	5	9	1											6	8	7	4

「中途」に〇で囲み、契約不履行等事由が発生した日の属する月を記入してください。

(a)-(b)が右側「01」欄になります。

未成年者口座分

摘要欄に「未成年者口座分」と記載してください。

税額は原則「支払額」×5%以下となります。

一致します。

支払金額 01 十億千百十万千百十円 1 3 7 5 9 1

税額 02 6 8 7 4

(延滞金) 03

納入金額合計 04 6 8 7 4

課税事務所 自動車税事務所

(取りまとめ店) 埼玉りそな銀行

(取りまとめ局)

受付印

なお、源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割の納入について申告します。

280816